平成２２年（フ）第７５５号
岡山県岡山市中区原尾島１丁目20番29号　グランドール原尾島Ａ―102号
破産者　株式会社Ｐｉｅｃｅｓ　ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５６号
岡山県岡山市中区原尾島１丁目20―29―Ａ―102
破産者　皆見　和弘
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３号
東京都大田区西六郷２丁目13―２
破産者　冨田　悦雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４６号
静岡県御前崎市佐倉1384―８
破産者　松尾　譲治
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４０号
福島県会津若松市門田町大字日吉字小金井25　アタラクシアⅡ―Ａ203
破産者　酒井　幸司
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６９号
東京都新宿区余丁町８―27―202
破産者　熱田　雄一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４９号
東京都江戸川区南小岩７丁目38―15―101
破産者　牧田　康幸
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１３号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1058―１―202
破産者　野村　大作
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１４号
東京都町田市原町田１丁目12―19―704
破産者　櫻田　祐巳
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０４１号
東京都葛飾区柴又３丁目27―７―203
破産者　堤　　淳一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０８１号
東京都千代田区丸の内１丁目８番２号　第一鉄鋼ビルディング
破産者　有限会社Ｓｔｕｄｉｏ　Ｃｕｒａ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１３９号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西７丁目９―37
破産者　竹野　輝子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４３号
東京都葛飾区東堀切２丁目10―26―302
破産者　渡辺千佳子（旧姓奥）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２６号
東京都江東区東陽３丁目11―４―301
破産者　杉田　　智
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５２９号
神奈川県川崎市麻生区下麻生３丁目28―２―305
破産者　石永　秀平
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６１０号
東京都町田市本町田217―１
破産者　須藤　友司
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０７６号
東京都品川区荏原３丁目１―７―211
破産者　出口裕佳子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０１号
東京都江戸川区平井２―15―７―106、住民票上の住所東京都江戸川区松本１丁目16―16
破産者　野口　康成
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０３号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目６―14―311
破産者　野口　康仁
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２１３号
東京都葛飾区白鳥３丁目32―37　三ツ矢興業内
破産者　高橋　恭司
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３３６号
東京都江東区南砂４丁目１番３―1002号
破産者　有限会社クラージュ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５３９号
東京都練馬区高松４丁目19番２号
破産者　株式会社ペテル
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部